

2020年10月19日、新大阪日之出会議室において「申」第7号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

これは「大阪仕業検査車両所で庫内での申告作業が長引き、時間が無いため、車両に乗り込んだまま、着発線で申告作業をする時の会社の安全対策の不備」について申し入れたものです。

以下、会社回答と若干のやりとりです。

組合：安全上の必要な措置は実施しているというが移動禁止表示旗を掲出することが必要な措置ではないのか。

会社：今回の列車移動を禁止する場合、仕業班長が検修当直へ連絡し、検修当直から列車当直に作業があることを伝えている。列車当直においては制御盤に作業中札を掲出して列車の移動を禁止しているので必要な措置をとっている。

組合：仕業庫で一旦降車して移動禁止表示旗を持って着発線に行くことが安全に必要な措置ではないのか。

会社：安全の心得に記載されている移動禁止旗を持って行くのは原則であると思うが、一方で別の形でしっかり安全を担保している。今回の場合も当時の状況を踏まえ一旦車両から降りての対応は必要はなかったと判断した。

## 勝手な解釈による業務優先・安全無視の姿勢が明らかになる！！

会社が社員に配布し教育している「安全心得」では『移動禁止表示器の設置されていない場所で検査・修繕・清掃・その他作業を行う場合は、作業開始前に「移動を禁止する」表示として、移動禁止表示旗（赤旗）を東京方先頭車両の山側最先頭側引戸（戸先側）に掲出しなければならない。』と明記されてします。

また、同様に配布し教育している「新これだけは忘れない」の中でも「移動禁止表示旗は、当該車両の作業着手の直前に、決められた号車・部位の最先頭側引戸（戸先側）に取り付けること」と明記してありますし、始業点呼時にも口頭試問が行われています。

**現場では一言も「移動禁止表示旗を掲出しなくてもいい」と言っていない！！**

**会社の業務優先のために行った不安全行動を正当化するためだけの言い訳です。**

**過去の事故を教訓化するための「安全心得」「新これだけは忘れない」を無視した**

**作業を行う会社に安全語る資格はない！！社員からしっかり声を上げましょう！**